

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人熊谷康一の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない（なお、被害車両が一時停止標識等に従つて一時停止しなかつたとしても、被告人の過失は否定されず、また、右過失及び結果の重大性等に照らすと、原判決の量刑が不当であるとはいえないから、いまだ刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。）。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年四月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	島	敦
裁判官	伊	藤	正
裁判官	木	戸	久
裁判官	安	岡	滿
			彦